県広報写真の整理と利用

井上　由紀恵*

1．県広報写真とは
2．県広報写真の整理と公開
（1）受け入れ
（2）整理と公開
3．県広報写真の利用状況
（1）写真パネルとしての利用
（2）放映・掲載
（3）今後の課題

1．県広報写真とは

2011年（平成23）度、福井県文書館では企画展示[1]「ちょっと昔のふくい広報写真展」を開催した。その際、展示の主担当として県広報写真に少なからず関わる機会を得た。この機会に、当館における県広報写真の整理と利用について自分なりにまとめてみたい。

福井県では、定期的に広報誌『グラフふくい』を発行し[2]、県政情報に加え、県内の自然、文化、歴史、観光地、特産品などを、写真を交えて紹介している。1969年（昭和44）から発行され、それ以前には『県民グラフ』という誌名で1960年から発行されていた。これら広報誌での使用を中心として、県の広報活動のために、県職員が撮影した写真を、当館では県広報写真と位置づけている。当館の制度的な枠組みの中では公文書として扱われていないが、県が業務の中で撮影したものであることから、広義の公文書と考えられる。

現在当館が引き継いでいる県広報写真は1998年（平成10）度分までの紙焼きやフィルムであるが、『県民グラフ』発行以前のものは少ない。撮影は県内全域にわたっており、県内の行事、災害、インフラ、産業などが、広範囲に写されている（**写真1～3**参照）。多くのものに、撮影年月日や撮影場所・出来事が記録されており、戦

写真1　福井国体開会式 1968年
県広報写真70562

写真2　三八豪雪 1963年
県広報写真61286

写真3　越前水仙 1962年
県広報写真60705

＊福井県文書館企画主査

後福井県の歴史、特に昭和30年代後半以降の福井県のようすをビジュアルに知ることのできる好資料である。

２．県広報写真の整理と公開

（１）受け入れ

県広報写真の当館への受け入れは、2003年（平成15）２月の開館後まもなくのことであった。当館の業務記録によると、「2003年３月28日、広報広聴課フィルム等大小合計70箱を搬入（広報広聴課主任ほか３名）」とあり、段ボール70箱に入ったフィルム・紙焼き・アルバムが受け入れられた。受け入れの経緯は詳しく記されておらず不明であるが、受け入れ前のフィルムや紙焼きには目録も作成されておらず、段ボール箱に乱雑に入れられた状態で県庁の文書倉庫に置かれていたことを考えると、当時の広報公聴課（現在は広報課）での保存管理状態があまりよくなかったことなども、受け入れにいたった背景の一つとして考えられる。

（２）整理と公開

2007年（平成19）４月から整理が開始された。整理作業は以下のように行われている。

①整理・目録作成

広報課では、フィルムや紙焼きは、行事・災害などのタイトルごとに一括して封筒に入れて保管されていた。例えば、1964年（昭和39）の学校給食の風景を撮影した６×８フィルム12コマは、まとめて封筒に入っており、封筒には「学校給食　昭和39年１月29日」と記録されていた。これを１点として捉えると、当館が受け入れた県広報写真は約28,000点になる[3)]。

これだけの量の県広報写真を整理するにあたり、当館では、公開・利用を優先し、フィルム１コマ１コマについて目録を取るのではなく、まずタイトルごとに一括して概要的な目録を作成する方針を立てた。具体的には、広報課での保管に使われていた封筒の単位で番号を登録し[4)]、封筒に記録されていたタイトルや撮影年月日、フィルムサイズ、コマ数などをデータベースに入力し、目録を作成している。

広報課が記録したタイトルをそのまま利用することに関しては問題点もある。例えば、「県民グラフ第○号」というタイトルの中に、当該号に掲載されたさまざまな出来事を写したフィルムが一括して入っている場合や、「バレーボール大会」というタイトルのみで、どこで行われたどんな大会だったのかなど具体的な情報が不足している場合などがある。前者の場合は細分化した目録を再作成する、後者の場合は広報課のタイトルに情報を補って目録を作成するなどの改善が今後の課題である。

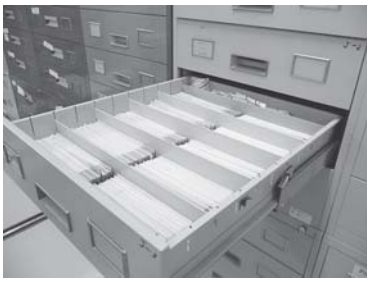

写真４　フィルム庫に保管されたフィルム

なお、整理が済んだフィルムや紙焼きは登録番号・写真名を記入した中性紙の封筒に入れ、年間を通して温度18度・湿度50％に設定されたフィルム庫の書架に保管している（**写真４**）。

②スキャニング

スキャナーを用いて登録番号ごとに一括して[5)]350dpi で読み込

み[6]、JPEGファイルで保存する（**写真5**）。デジタルデータの作成は、経年劣化を考慮した保存方法であるとともに、インターネットでの閲覧にも有効な方法である。また、登録番号ごとに写真の画像やコマ数などをデジタルデータで一括して確認することができるという業務上の利点もある。

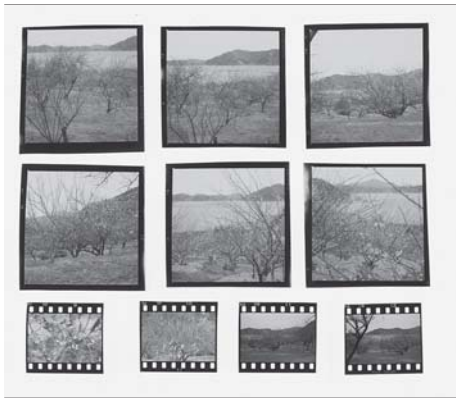

写真5　スキャニングした画像
（西田梅　県広報写真60177）

③サムネイル作成

スキャニングした画像の中から、ホームページで公開するためのサムネイルを作成する。

④閲覧制限チェック

閲覧制限基準[7]に沿って、写真を確認する。

⑤公開

2008年（平成20）1月から順次公開を始め、2012年2月現在で7,929点が公開されている。当館ホームページの目録データベース[8]から公開され、キーワードを入力して関係する写真を検索することもできる。ホームページからの検索方法は以下の通りである。

写真6

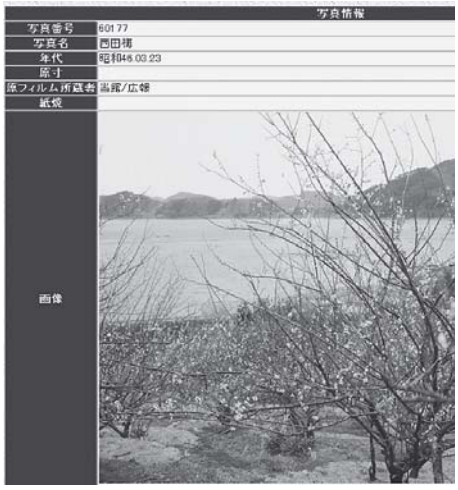

写真7

（1）文書館ホームページトップ→目録データベース→写真から写真の検索ページに入り、探したい写真のキーワードを入れて検索実行をクリック（**写真6**）すると、キーワードを含む写真一覧が表示される。ちなみにキーワードに「広報」と入力すると、県広報写真の全件がヒットする。

（2）写真一覧の中から、写真番号をクリックすると、写真番号、写真名、年代とともにサムネイルを見ることができる（**写真7**。これは**写真5**「西田梅」のサムネイル画像である）。

なお、今年度の企画展示にあわせて新たに紙目録を作成し、閲覧室に設置した。当館の利用者にはデジタル機器の扱いを苦手とする人も多いことを考慮してのことである。ただ現時点では、ホームページ上の写真番号・写真名・年代・サムネイルの画面を番号順にファイルしただけのものであり、この紙目録を有効に活用するための改良が必要である。具体的には地域ごとの写真をまとめた目録リストを作成し、写真の紙目録と照らし合わせながら、特定の地域や出来事の写真を探すことができるような形にしたいと考えている。

3．県広報写真の利用状況

（1）写真パネルとしての利用

①当館展示での利用

当館では、2008年（平成20）2月以来、月替展示の中で県広報写真を中心とした展示「ちょっと昔

の福井県」シリーズを７回（地域編５回、テーマ編２回）実施してきた。Ａ４サイズやＡ３サイズの県広報写真パネルを作成して展示し、展示ケースには関連する当館所蔵の古文書などの資料を展示するという形式である（**写真８**）。

写真８　展示のようす

2011年（平成23）11月には、その総集編の意味も込め、企画展示「ちょっと昔のふくい広報写真展」を実施した。写真パネルを通常よりも多く展示し、関連資料として明治期を中心とした古写真を展示したほか、県広報写真のフィルムや紙焼きもケース内に展示した。さらに、「１年１枚戦後60年」と題し、県広報写真の中から１年１枚を選び[9]、1945年（昭和20）から2004年（平成16）までの福井県のあゆみを追うことができる、幅約４ｍ、高さ約２ｍの大型タペストリーを作成した（**写真９**）。

写真９　企画展示の大型タペストリー

これ以外にも、古文書や公文書がメインとなる展示に関連して、県広報写真をパネル化して展示したものや、県広報写真を紹介したミニ展示もある。

さらに、これらの展示で使用したパネルを利用した館外巡回展示の例もある。表にまとめたものを以下に示す。なお、**写真10～15**は展示で使用された県広報写真の一例である。

・ちょっと昔の福井県シリーズ

実施月	展示種類	タイトル	内　容
2008年２月	月替展示	ちょっと昔の福井県 －あわら市・坂井市編－	芦原大火、空港・港・高速道路の整備など
2008年３月	月替展示	ちょっと昔の福井県 －福井市編－	福井駅前・県庁周辺、福井震災からの復興、繁華街など
2008年10月	月替展示	ちょっと昔の福井県 －スポーツ編－	県民体育大会、東京五輪聖火リレー、部活動など
2008年11月	月替展示	ちょっと昔の福井県 －大野市・勝山市編－	勝山左義長まつり、豪雪・風水害など
2009年３月	月替展示	ちょっと昔の福井県 －鯖江市・越前市編－	武生菊人形、交通インフラのようすなど
2009年９月	月替展示	ちょっと昔の福井県 －健康・長寿への足どり－	結核予防、ワクチン接種、栄養指導車など
2010年７月	月替展示	ちょっと昔の福井県 －若狭編－	観光名所、農業、伝統行事、人々の生活など
2011年11・12月	企画展示	ちょっと昔のふくい 広報写真展	県内全域の地域・テーマに関する写真を多数展示

・上記以外の月替展示・ミニ展示

実施月	展示種類	タイトル	内　容
2009年６月	ミニ展示	なつかしい昭和の植樹祭	1962年の全国植樹祭、れいめい福井博関係
2010年９月	月替展示	献上うに・かに	古文書展示に関連して、県内のみのりのようすを写した県広報写真を展示

2011年１月	月替展示	三八・五六 －豪雪の記録－	公文書展示に関連して、県下における1963年（昭和38）・1981年の豪雪のようすを写した県広報写真を展示
2012年１・２月	月替展示	橋 －公文書を中心に－	公文書展示に関連して、県内の橋の風景を写した県広報写真を展示

・館外での巡回展示

実施月	タイトル	会　場
2009年９月	ちょっと昔の福井県－越前市編－	県立武生高校
2009年10月	ちょっと昔の福井県－越前市編－	県立武生工業高校
2010年９月	ちょっと昔の福井県－若狭編－	県立若狭図書学習センター
2010年９月	ちょっと昔の福井県－あわら市編－	県立金津高校

写真10　聖火リレー 1964年
県広報写真62136

写真11　たけふ菊人形 1971年
県広報写真60136

写真12　新学期はじまる 1960年
県広報写真60748

写真13　スーパーマーケットで買い物 1966年
県広報写真60278

写真14　市荒川橋竣工式 1968年
県広報写真63704

写真15　田植風景 1968年
県広報写真63514

県広報写真のみならず、写真を用いた展示は公文書や古文書の展示とは違う反応がある。群馬県立文書館の岡部央氏も「一枚の写真には、さまざまな情報が詰まっている。しかも、見る方々によっては、そこに写り込んでいる情景だけではなく、紙面の周囲に続く様子を思い起こしたり、撮影当時のさまざまな思い出を甦らせたりもする。」と述べている[10]が、当館の展示でも、こちらが意図したものとは異なるさまざまな反応があった。例えば、1948年（昭和23）の天皇行幸の写真を見た高齢の女性が「随行者の一人として私の父が写っている。」と嬉しそうに教えてくれた。洋裁が好きな60代後半の女性が、昭和40年代の工場で働く女性の写真（**写真16**、地域の特産・名産を紹介する写真として展示したもの）を見て、「私が若い時もこんな感じの制服を着ていたわ。」と懐かしそうに話してくれた。1972年の福井駅前の写真（**写真17**）を見る人の多くは、現在は移転した飲食店の看板が写真の隅に写っているの

写真16　大野市越前水引き 1966年
県広報写真62526

を見つけて、「そうそう、ここにあったんだよなぁ、この餃子屋。」と語り合っていた。また、タペストリーを委託した業者は「この写真の看板も、この写真の看板もわが社で作った、と社内で懐かしく話していました。」と納品の際に誇らしげに話してくれた。

写真17　福井駅前 1972年
県広報写真66233

展示期間中は、初老の夫婦が一枚一枚写真を見ながら、昔の思い出を語り合う姿が見られた。家族で見に来て、子どもに「お父さんが子どもの頃は・・・。」と語る姿も見られた。写された時代を知らない若い世代が熱心に写真を眺める姿が見られた。高齢者福祉施設に勤める方が「入居者に見せて写真をもとにいろいろ話をしたいから。」と言って、写真の複写を希望した例もあった。このように、写真は、それ自体が見る人に多くのものを語り、懐かしい記憶をよみがえらせる力を持っている。

当館における「ちょっと昔の福井県」シリーズは、今後もテーマを変えて継続したいし、さまざまな展示の中で県広報写真を使っていきたいと考えている。

②展示パネルの館外への貸出し

展示のために作成したパネルの貸出しは2008年（平成20）度から行っている[11]。展示パネルは、地域での催しや、学校の授業や学校祭での展示、各種記念行事など、多方面での利用が考えられる。しかし、現時点での貸出しは2008年度１件、2009年度２件、2010年度１件のみで、銀行・県立高校・病院での展示での利用であった。貸出しが少ない原因の一つとして考えられるのが、手続きの煩雑さ[12]である。もう一つは、当館の展示パネル貸出しの制度がまだあまり知られていないことである。現在は広報誌[13]を中心に呼びかけを行っているが十分ではなく、今後ホームページへの掲載なども進めながら広報活動の充実をはかる必要がある。

なお、他の資料貸出しにも見られることだが、ここ数年、病院や高齢者福祉施設への複製資料の貸出しが少しずつ増えてきている[14]。特に高齢者に対しては、回想法[15]による治療にも有効であり、従来の歴史資料を用いた調査研究にとどまらない新たな利用の側面が写真資料には含まれていると考えられる。

（２）放映・掲載

広報写真のもう一つの利用として、映像や出版物等への放映・掲載がある[16]。過去の利用状況は、2006年（平成18）度２件、2008年度３件、2009年度４件、2011年度４件で、市町村史等各種刊行物や新聞記事の参考資料として掲載されたり、テレビ番組の中で挿入画像として放映されたりという利用が主である。なお、今年度は大学の授業でスライドとして使いたいという申請が新たにあった。こちらについても、学校の授業やまちづくりの資料として、また記念誌への掲載など、利用の可能性は広く、普及活動に力を入れたい分野である。

（３）今後の課題

当館における県広報写真の利用については、館外での利用がまだまだ少ないのが現状である。利用

の方法も含めて、広く普及活動に力を入れることが今後の課題の一つである。

また、未整理・未公開の写真について今後も継続して整理・公開を進めるとともに、現在は受け入れていない1999年（平成11）度以降の県広報写真の受け入れについての検討も今後の課題である。

さらに、写真を用いた聞き取り調査も進めていきたい。当館の展示においても、利用者の声を書いてもらい、閲覧室に掲示した例[17]があるが、群馬県立文書館の例[18]にも倣いながら、取組みを続けたいと考えている。

写真には、力がある。見る人に多くのものを語り、懐かしい記憶をよみがえらせる力である。その力を生かした利用法を、今後も引き続き模索していきたい。

注

1）当館の展示は、大きく月替展示と企画展示に分けられる。月替展示は展示期間を１ヶ月から２ヶ月間とする当館収蔵の資料や事業の紹介のための展示である。企画展示は、展示期間を２ヶ月とし、あわせて大型パネルやパンフレットを作成する、月替展示よりもやや規模の大きい展示である。なお、当館は展示施設ではないため、閲覧室内に展示ケース２台を設置し、周囲にパネルを立てる形で展示を実施している。その関係もあって、展示の規模はそれほど大きいものではない。

2）2010年（平成22）度までは月１回の発行であったが、2011年度から年間４回の発行になった。
福井県 HP　http://www.pref.fukui.jp/doc/kouho/graph/grapffukui.html

3）中には、一つの封筒に35ミリフィルムが36枚入っているもの、35ミリフィルムと４×５フィルムと紙焼きが混在して入っているものなど、フィルムの種類や量は封筒によって異なる。また、大きな出来事などで大量のフィルムがある場合は、複数の封筒に分け、枝番号がつけられているが、これらも封筒ごとに１点と数えている。

4）紙焼き・ベタ焼きなどでアルバムに収められたものについても、広報課がアルバムに記録したタイトルを利用している。

5）ポジフィルム・モノクロネガフィルム・カラーネガフィルム・紙焼きなどの種類ごとにスキャニングしており、登録番号によっては複数の JPEG ファイルが存在する場合もある。コマ数が多く、１回でスキャニングしきれない場合も同様である。

6）利用や掲載の依頼があった際には、必要に応じて高精細の画像を作成して提供している。

7）福井県文書館が保存する文書等の一般の利用に関する要綱第２条（文書等の利用に関する基準）「文書等の一般の利用は、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第４号）に基づく公文書の公開の例によるものとする。２前項の規定にかかわらず、規則第４条第４号に規定する文書等（その作成または取得の日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して30年を経過しないものを除く。）は、別表左欄に掲げる当該文書等に記録されている個人に関する情報の性質に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる期間を経過するまでの間は、一般の利用に供しないものとする。」

別表

文書等に記録されている個人に関する情報の性質	該当する可能性がある情報の類型の例	利用を制限する期間
個人の秘密であって、当該文書等を利用に供することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの	1　学歴、職歴等 2　財産、所得等 3　採用、選考、任免等 4　勤務評定、服務等	50年
個人の重大な秘密であって、当該文書等を利用に供することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの	1　国籍、人種、民族等 2　家族、親族、婚姻の有無等 3　信仰、思想等 4　伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態等	80年
個人の特に重大な秘密であって、当該文書等を利用に供することにより、当該個人およびその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるもの	1　門地 2　遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態等 3　犯罪歴、補導歴等	80年以上

備考
1　該当する可能性がある情報の類型の例は、一般的な情報の類型を示したものであって、文書等に記録されている情報に関するこの表の適用に当たっては、当該情報の性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。
2　利用を制限する期間は、その作成または取得の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算するものとする。

8）福井県文書館 HP　http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/DBfpa.html
9）該当する写真がない年代もあり、一部、他施設所蔵のものも掲載している。
10）岡部央「一枚の写真から－群馬県立文書館所蔵の写真・映像資料をどのように生かすかを探る－」『双文』24 群馬県立文書館　2007年 3 月。
11）福井県文書館における文書等の貸出し要領第 4 条（貸出手続）「文書等の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ文書等貸出し承認申請書（様式第 1 号）を文書館長に提出し、文書等貸出し承認書（様式第 2 号）により、承認を得なければならない。」
福井県文書館における展示パネルの管理要領第 4 条（貸出し）「貸出しについては、福井県文書館における文書等の貸出し要領（平成19年 4 月 1 日施行）第 3 条から第 7 条までを準用する。ただし、これらの条中文書等とあるのは展示パネルと読替える。」
12）井上由紀恵・吉田将之「授業に使えるふくいの資料」（『福井県文書館研究紀要』 8　福井県文書館　2011年 3 月）でも、複製資料の貸出し手続きの煩雑さを課題として挙げており、手続きの改善は急務である。
13）当館では、A 4 カラー刷り 8 ページからなる「文書館だより」を年 2 回、A 4 裏表モノクロ刷りの「文書館ふくい」を毎月発行している。福井県文書館 HP　http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/publications.html
14）当館では、明治から大正期のすごろくや、地図類、名所案内などの複製シートを作成し、貸出し事業を実施してきたが、こうした複製資料についても、病院や高齢者福祉施設への貸出しが近年増えている。
15）回想法はアメリカの精神科医バトラーにより創始された心理療法。主に高齢者を対象とし、人生の歴史や思い出を、受容的共感的な態度で聞くことを基本的姿勢とするもので、高齢者の人生に対する再評価や自己の強化を促し、心理的な安定や記録力の改善を図る療法。
16）福井県文書館文書等利用要綱第11条（文書等の掲載、放映等）「文書等の全部または一部の出版物、番組等への掲載、放映等を行おうとする者は、文書等掲載・放映等申込書（様式第 4 号）を館長に提出するものとする。」
17）月替展示「三八・五六－豪雪の記録－」、企画展示「ちょっと昔のふくい広報写真展」では、展示を見た人に写真にまつわる思い出を書いてもらい、閲覧室内に掲示するコーナーを設けた。
18）群馬県立文書館では、2005年（平成17）の史料展示「写真でたぐる昭和の記憶－懐かしい群馬ニュースの映像とともに－」の中で、観覧者に展示事業に直接加わってもらうために、展示室内にノートを置き、来館者から昭和の記憶を寄せてもらうコーナーを設置したり、「尋ねフォト」と称して撮影場所や撮影年代が不明な写真について情報を提供してもらう交流の壁を設けたりしている（前掲10論文に同じ）。